

○木更津市公園等の愛称の設定に関する要綱

平成 26 年 9 月 2 日告示第 232 号

木更津市公園等の愛称の設定に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が管理する公園又は緑地（以下「公園等」という。）に愛称を設定することにより、公園等に対する市民の親近感を高め、もって地域のまちづくりの推進及び活性化に資することを目的とする。

(愛称の設定)

第 2 条 市長は、必要に応じて又は町内会若しくは自治会（以下「地域団体」という。）からの要望があったときは、公園等に愛称を設定することができる。

(設定基準)

第 3 条 公園等の愛称の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当し、分かりやすく親しみやすい名称であること。ただし、歴史的な名称、故人となっている著名な文化人等を除いて、特定の人物、企業、社寺等の名称を用いていないものであること。

ア 歴史的な由来、文化財、史跡等の名称その他の地域の特性を考慮した名称

イ 周辺地域で一般的に用いられている名称を尊重した名称

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が地域の特性を考慮した名称であると認める名称

(2) 名称の表記は、平仮名、片仮名及び漢字であること。

(愛称の案の募集等)

第 4 条 市長は、愛称の案(以下「愛称案」という。)を市民(市内に住所を有する者、市内の事務所等に勤務する者又は市内の学校に在学する者をいう。)から公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合又は地域団体が愛称の設置を希望する場合は、地域団体からの提案その他の方法によることができる。

(愛称案の提案)

第 5 条 前条第 2 項の規定による愛称案を提案しようとするものは、愛称を設定する公園等が存

する地域の地域団体において地域の意見として愛称案を決定し、近隣の地域団体と調整を図ったうえで、公園等愛称設定提案書(別記様式)により、市長に提案しなければならない。

(公園等愛称検討委員会)

第6条 公園等の愛称を選定するため、公園等愛称検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討委員会の組織)

第7条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員長は都市整備部長の職にある者をもって充て、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、総務部長、企画部長、財務部長、市民部長、経済部長、都市整備部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

(会議の招集)

第10条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 委員長が必要と認めるときは、有識者その他関係団体の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討委員会の役割)

第11条 検討委員会は、応募又は提案による愛称案から愛称の選定を行い、市長へ報告を行うものとする。

(愛称の決定)

第12条 市長は、第4条第1項の規定により愛称案の応募があったとき、又は同条第2項の規定による愛称案の提案があったときは、その内容を審査の上、公園等に愛称を決定することができる。

2 市長は、前項の愛称の設定をするに当たっては、第6条の検討委員会に諮り、その選定結果を尊重しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による愛称案の提案で、第3条の設定基準に合致すると認められる場合は、検討委員会の議を経ることなく市長が決定することができる。

(標示板の設置)

第13条 市長は、第12条第1項又は第3項の規定により愛称を決定したときは、当該愛称を設定した公園等には、公園等の愛称を標示した標示板を設置するものとする。

(愛称の周知)

第14条 市長は、公園等に愛称を設定した場合は、ホームページ等により市民に周知を図るものとする。

(庶務)

第15条 検討委員会の庶務は、都市整備部市街地整備課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

公園等愛称設定提案書

平成 年 月 日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

提案者

住 所

職氏名

(電話

印

)

下記のとおり、公園の愛称について提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 公園等の所在地

木更津市

番地先

2 公園等の愛称案

3 愛称提案理由

4 その他

地域住民の意見としての愛称であることのわかる書類を添付